

流山市少年野球連盟規約

昭和 53 年 4 月 9 日 制定
平成 8 年 9 月 1 日 改正
平成 17 年 4 月 2 日 改正
平成 19 年 3 月 25 日 改正
平成 20 年 3 月 30 日 改正
平成 24 年 3 月 4 日 改正
平成 25 年 3 月 3 日 改正
平成 27 年 4 月 5 日 改正
平成 29 年 7 月 15 日 改正
平成 31 年 3 月 3 日 改正
令和 3 年 3 月 13 日 改正
令和 4 年 3 月 5 日 改正

流山市少年野球連盟

第一章 名称及び事務所

第 1 条 本連盟は流山市少年野球連盟(以下「本連盟」という)と称し、事務所を会長宅に置く。

第二章 目的及び事業

第 2 条 本連盟は正しい少年野球の普及と次代を担う少年の健全な育成を図るとともに、少年相互の親睦とよりよき社会人となるよう指導することを目的とする。

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年野球大会の開催
- (2) 本連盟が主催する大会以外の各種大会の後援
- (3) 野球技術向上のための講習会等の開催
- (4) その他目的達成のために必要な事業

第三章 会員及び登録

第 4 条 本連盟の会員は、市内・近隣市町に在住する小学生を以て編成されたチームとする。ただし、他の野球組織に登録された者を除く。

- (1) 大会に出場するチームは、全日本軟式野球連盟の規則に従い編成されなければならない。また、チームの代表者及び監督は市内・近隣市町に在住する成人であること。
- (2) 登録するチームは、本連盟の定める登録用紙 1 通と会費を納入し、承認を得なければならない。
- (3) 登録するチームは、活動中の事故に備えるため、構成員全員を対象とするスポーツ傷害保険などに加入していること。
- (4) 登録事項に変更があったときは、速やかに本連盟にその旨を届け出なければならない。
- (5) 千葉県内から年度途中で選手が移籍する場合は、新旧両チームの県書式添付様式 4 号追加変更申請書を提出すること。
- (6) 選手が千葉県外へ引っ越し等で県内在住でなくなり、連盟会長が特別に認めた場合は登録を継続する事ができる。
- (7) 登録は毎年 3 月 31 日までに更新し、本条の更新手続き完了とともに、次の年度の資格を得る。移籍選手登録はダブル登録でないことを確認する。

第 5 条 会員は、次の各号の一つに該当するときはその資格を失う。

- (1) 第 4 条に定める条件を具備しなくなったとき
- (2) 自ら脱退を希望したとき
- (3) 会費を納入しなかったとき

第4章 委員及び役員

第6条 本連盟の委員は、会員または役員の推薦により、本連盟の承認を得た者とする。

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事業部長 1名
- (7) 審判長 1名
- (8) 会計部長 1名
- (9) 会計監査 2名

第8条 役員は、本連盟の委員から選出し、総会の承認を受けるものとする。ただし、会計監査は、委員であることを要しない。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、補充することができる。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 本連盟に若干名の顧問を置くことができる。

第11条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は連盟を代表し、その業務を総括し、総会・役員会の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は連盟の業務執行を管掌し、委員会の議長となる。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (5) 会計部長は、連盟の会計業務を統括する。
- (6) 事務局長は連盟の事務一般及び広報紙の発刊を統括する。
- (7) 事業部長は大会全般の運営及び備品の管理を統括する。
- (8) 審判長は審判部及びチーム推薦審判員を統括する。
- (9) その他各担当分の職務は別に定める。

第五章 担当部門の組織と職務

第12条 本連盟は、第3条の事業を遂行するため以下の担当部門を組織する。

- (1) 事務局 総務・渉外・広報記録
- (2) 事業部 大会企画運営・備品管理
- (3) 審判部 審判・推薦審判員・大会規則
- (4) 会計部 会計

第13条 各担当部門の職務はそれぞれ次のとおりとする。

1. 事務局

- (1) 連盟登録に関すること
- (2) 規約の制定、改廃に関すること
- (3) 本連盟委員及び地区チームへの通知、連絡に関すること
- (4) 本連盟の目的達成に必要な、同種団体との提携、交流及び親睦に関すること
- (5) 主催大会を挙げる野球場及び本連盟に関する会場の確保に関すること
- (6) 広報誌の発刊・大会景品の発注及び情報連絡に関すること

- (7) 本連盟が主催、共催、後援する各種大会への役員召集と派遣に関する事
- (8) その他、本連盟の事務及び連盟ホームページの管理に関する事

2. 事業部

- (1) 本連盟主催の野球大会等の実施及び企画立案に関する事
- (2) 本連盟が主催、共催、後援する各種大会の組合せ、抽選の実施と、大会式典次第の作成に関する事
- (3) 本連盟が主催、共催、後援する各種大会の運営に関する事
- (4) 本連盟の資産のうち、備品及び大会景品に関する保存管理に関する事
- (5) 本連盟が主催、共催、後援する各種大会の登録書及び記録の保存管理に関する事

3. 審判部

- (1) 本連盟の審判員の登録に関する事
- (2) 本連盟に登録している審判員を、本連盟が主催、共催、後援する各種大会への派遣に関する事
- (3) 本連盟主催及び同種団体の審判の講習会、研修会に関する事
- (4) 本連盟登録員の安全指導に関する講習会、研修会に関する事
- (5) チーム推薦審判員の統括に関する事
- (6) 本連盟が主催する各種大会の規則に関する事

4. 会計

- (1) 本連盟の会計事務に関する事

第六章 会議

第 14 条 本連盟の会議は、総会、役員会、委員会とする。

第 15 条 総会は、毎年一回定時に招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

第 16 条 総会は、各会員チームの代表者 1 名と本連盟委員をもって構成し、本連盟の事業、予算、決算及びその他の重要事項を議決する。

第 17 条 総会は総会構成員の過半数以上の出席を以て成立する。また、その議事は出席した総会構成員の過半数をもって決する。

第 18 条 役員会は、第 7 条の役員で構成され必要に応じて会長が招集する。役員会は、役員総数の過半数の出席を以て成立し、出席役員の 3 分の 2 以上の同意を持って議事を決する。
緊急を要する事項は、総会に諮る余裕のない場合には役員会でこれを決定することができる。
この場合、次の総会に報告する。

第 19 条 委員会は、必要に応じて理事長が招集する。

第七章 会計

第 20 条 本連盟の会計は、次のものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第 21 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 22 条 会長は、毎会計年度終了後 1 ヶ月以内に決算し会計監査の検査を受けたくえで、総会において報告し、承認を得なければならない。

第八章 規律

第 23 条 チームの構成員は、一つのチーム以外に加入することはできない。

第 24 条 会員は、本規約に違反したとき、または、本連盟の事業運営に支障を及ぼすと認められたときは、役員会の議決により、除名あるいは大会への出場停止、その他の処分を受けることがある。本連盟の役員・委員もこれに準ずる。

第九章 規約の改定

第 25 条 本連盟の規約は、総会において出席者の過半数の同意を得て改廃することができる。

第十章 細則

第 26 条 本規約の施行について必要な事項の細則は、役員会が別に定める。

《附 則》

1. 本規約は、昭和 53 年 4 月 9 日から施行する。
2. 平成 8 年 9 月 1 日 一部改正
3. 平成 17 年 4 月 2 日 一部改正
4. 平成 19 年 3 月 25 日 一部改正
5. 平成 20 年 3 月 30 日 一部改正
6. 平成 24 年 3 月 4 日 一部改正
7. 平成 25 年 3 月 3 日 一部改正
8. 平成 27 年 4 月 5 日 一部改正
9. 平成 29 年 7 月 15 日 一部改正
10. 平成 31 年 3 月 3 日 一部改正
11. 令和 3 年 3 月 13 日 一部改正
12. 令和 4 年 3 月 5 日 一部改正